資料編

- 町民参画及び策定体制
- 策定経過
- 高鍋町総合計画審議会条例
- 高鍋町総合計画審議会諮問
- 高鍋町総合計画審議会答申
- · 高鍋町総合計画審議会委員名簿
- · 高鍋町総合計画推進本部設置要綱

・町民参画及び策定体制

- (1) 町民参画
 - ① 町民意識調査

対象:18歳以上の男女2,000人(住民基本台帳から無作為抽出)

期間:平成28年7月27日~8月10日(回収率:32.2%)

※締切後も一定期間の回収を実施。

- ② 町民ワークショップ(全4回)
 - ◎平成28年8月20日・21日(延べ60人参加)高鍋の子どもと未来のための作戦会議~15年後の高鍋を一緒に描こう!!~
 - ◎平成29年7月29日・30日(延べ93人参加) 高鍋の子どもと未来のための作戦会議~みんなでまちの未来を語り合おう~
- ③ 第6次高鍋町総合計画前期基本計画(案)に対するパブリックコメント期間:平成29年9月21日~10月20日 意見なし(期間中に受けた要望や提言は別で対応)
- (2) 策定体制
 - ① 高鍋町総合計画審議会(全3回)平成28年11月21日・平成29年6月2日・平成29年9月19日
 - ② 高鍋町総合計画推進本部会議(全3回) 平成28年11月11日・平成29年5月25日・平成29年9月12日
 - ③ プロジェクトチーム (PT会議) (全17回)※各課長補佐(総括)による組織で、推進本部会議の下部組織として位置付け平成28年8月29日~平成29年8月17日
 - ④ 事務局(政策推進課)

・策定経過

年	月	日	実施項目	内容
	6	27	第6次高鍋町総合計画策定の ための町民意識調査業務委託契約	委託会社:㈱エヌ・スピリッツ
28	7	26	高鍋町総合計画策定プロジェクトチーム(以下「PT会議」という。)の 設置	高鍋町総合計画を策定するため各課課長 補佐で組織
			町民意識調査の実施	7/27~8/10 回収率:32.2%
	8	20 · 21	町民ワークショップ 「高鍋の子どもと未来のための作戦 会議~15年後の高鍋を一緒に描こ う!!~」	・宝探しゲーム・現状整理、未来予想(人口ビジョン)・未来の新聞づくり・プレゼンテーション・アクション宣言
	8	29	第1回PT会議	・計画期間及び策定方針について ・PT会議について ・第5次高鍋町総合計画後期基本計画の 実績等と課題の抽出について ・当面のスケジュール
	10	13	第2回PT会議	第5次後期基本計画の実績等と課題の 内容確認
	10	26	第3回PT会議	第5次後期基本計画の実績等と課題の 内容確認
	11	7	第4回PT会議	第5次後期基本計画の実績等と課題の 内容確認
	11	9	第5回PT会議	第5次後期基本計画の実績等と課題の 内容確認
	11	11	第1回高鍋町総合計画推進本部会議	・第6次高鍋町総合計画策定に係る方針 について ・スケジュールについて
	11	14	第6回PT会議	第5次後期基本計画の実績等と課題の 内容確認
	11	21	第1回高鍋町総合計画審議会	・委員委嘱・諮問(町長→審議会会長) ・第6次高鍋町総合計画策定に係る方針 について ・スケジュールについて
	11	22	第7回PT会議	第5次後期基本計画の実績等と課題の 内容確認

年	月	日	実施項目	内容
28	11	28	第8回PT会議	・第1回総合計画審議会の報告・第5次後期基本計画の実績等と課題の 内容確認
29	1	16	第9回PT会議	第5次後期基本計画の実績等と課題の 内容確認
	1	17	第10回PT会議	第5次後期基本計画の実績等と課題の 内容確認
	3	28	第11回PT会議	 ・第5次後期基本計画の実績等と課題の 最終確認 ・町長の施政方針と第6次総合計画との 関係について ・第6次総合計画前期基本計画の施策体 系について ・策定までのスケジュール
	4		「第5次高鍋町総合計画総括」冊子 作成・各委員へ配布	
	5	1	第12回PT会議	目標とする高鍋町の将来像について
	5	15	第13回PT会議	第6次総合計画基本構想について
	5	25	第2回高鍋町総合計画推進本部会議	・計画策定の方針と基本構想について ・成果物について
	6	2	第2回高鍋町総合計画審議会	・計画策定の方針と基本構想について ・成果物について
	6	9	第14回PT会議	・第2回総合計画審議会の報告 ・第6次総合計画前期基本計画について
	6	28	第15回PT会議	第6次総合計画前期基本計画について
	7	12	第16回PT会議	第6次総合計画前期基本計画について
	7	29 · 30	町民ワークショップ 「高鍋の子どもと未来のための作戦 会議〜みんなでまちの未来を語り合 おう〜」	・対話(まちづくりの基本目標ごとの グループワーク)・全体共有・アクション宣言
	8	17	第17回PT会議	・町民ワークショップの報告 ・第6次総合計画前期基本計画について
	9	12	第3回高鍋町総合計画推進本部会議	第6次総合計画前期基本計画について

年	月	日	実施項目	内容	
	9	19	第3回高鍋町総合計画審議会	第6次総合計画前期基本計画について	
			第6次高鍋町総合計画前期基本計画	実施期間:9/21~10/20	
29			(案)に対するパブリックコメントの	意見なし	
			実施	※期間中に受けた要望や提言は別で対応	
	10	0 26	第6次高鍋町総合計画前期基本計画	審議会会長 → 町長	
			の答申		

· 高鍋町総合計画審議会条例

昭和 45 年 6 月 18 日 条例第 26 号

(設置)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基づき、高鍋町の総合計画を審議するため高鍋町総合計画審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(諮問)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、高鍋町総合計画の策定及び実施に関し必要な調査、 研究及び審議を行う。

(委員)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、任命後の最初の招集は町長が行う。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (庶務)
- 第6条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年8月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年6月24日条例第14号)抄

1 この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日条例第3号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 19 日条例第 18 号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

• 高鍋町総合計画審議会諮問

高政-1013 平成28年11月21日

高鍋町総合計画審議会会長 様

高鍋町長 小澤浩 一

高鍋町総合計画について (諮問)

高鍋町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

記

【諮問事項】

第6次高鍋町総合計画前期基本計画の策定について

• 高鍋町総合計画審議会答申

平成29年10月26日

高鍋町長 黒 木 敏 之 様

高鍋町総合計画審議会 会 長 出 山 実

第6次高鍋町総合計画前期基本計画について(答申)

平成28年11月21日付高政-1013で諮問のありました第6次高鍋町総合計画前期基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、前期基本計画(案)を別冊のとおり策定しましたので答申いたします。

町においては、町の将来像『歴史と文教の城下町 たかなべ ~ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり~ 』を実現するために、町民と事業者、行政との連携を図りながら対話を通じて高鍋らしいまちづくりを推進し、幸せを実感できるまちを目指されますよう要望いたします。

また、計画の推進にあたっては、下記の意見に留意され、今後の行財政運営の中で、十分生かされますよう希望いたします。

記

- 1. 高鍋町の将来像の実現に向けて、町民や事業者との対話をベースした協働・連携体制を構築し、「高鍋みらい戦略」を遂行していくこと。
- 2. 庁内において、基本施策にある項目を確実に推進していくこと。また、町民や事業者と協働・連携の必要がある場合には、信頼関係を重視して、施策の推進に向けて取り組んでいくこと。
- 3. 町にとって重要な審議事項や方向性の決定、まちづくりに関する合意形成、新しいつながりや協働・連携体制を模索していく際には、対話の場を積極的に設けていくこと。また、対話の場が定期的に開催されるために、対話の場を担う職員の育成や、開催のルールづくりを構築していくこと。
- 4. 「高鍋みらい戦略」を実行していく上で、対話や協働・連携が重視される行政のあり方を理解していくこと。また、まちづくりを推進していく上で、行政と住民、 事業者の関係性が重要であることを広く浸透させていくこと。

· 高鍋町総合計画審議会委員名簿 (20人)

任期:平成28年11月1日から策定終了まで

◆農業及び商工業関係の代表 (5人)

・児湯農業協同組合 理事
 ・高鍋町認定農業者協議会 会長
 ・高鍋商工会議所 会頭
 ・高鍋商工会議所青年部 会長
 ・高鍋町商店街連合会 会長
 大 重 智 郎 福 岡 直 樹

◆教育関係機関の代表(2人)

・高鍋町教育委員会 教育委員 四角目 久美子・高鍋町社会教育委員 代表委員 谷 口 清 司

◆学識経験者(3人)

・宮崎県児湯農林振興局 副主幹・宮崎産業経営大学 准教授・南九州学園 幹事兒 玉 英 樹出 山 実【会長】松 田 俊 郎【副会長】

◆住民代表(8人)

· 高鍋町地域婦人連絡協議会 会長 原田桂子 • 高鍋商工会議所女性会 岩 村 マチ子 · 児湯農業協同組合高鍋支部女性部 部長 坂 本 信 子 • 高鍋町社会福祉協議会 総務課長 小泉達成 · 高鍋町民生委員 · 児童委員協議会 黒 岩 悦子 ・高鍋町高齢者クラブ連合会 会長 盛武 寬 · 高鍋町自治公民館連絡協議会 評議員 帳 己 ・高鍋町保育力向上委員会 会長 平 原 玲

◆公募委員(2人)

北 川 義 男山 印 郁 代

• 高鍋町総合計画推進本部設置要綱

平成 19 年 11 月 30 日 訓令第 31 号

(設置)

第1条 高鍋町総合計画(以下「総合計画」という。)の推進を図るため、高鍋町総合計画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 総合計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他総合計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は教育長、各課長及び各事務局長をもって充てる。 (本部長及び副本部長)
- 第4条 本部長は、本部を総括する。
- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。 (庶務)
- 第6条 本部の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
 - (高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱(平成 18 年訓令第 19 号)は、廃止 する。

附 則(平成21年1月8日訓令第2号) この訓令は、平成21年4月1日から施行する。